

# 戸籍などの交付申請書

(あて名) 芦屋町長

令和 年 月 日

窓口に来られた方	住所										
	ふりがな										
	氏名		⑩ ※自署の場合、押印不要								
	生年月日		明・大・昭・平			年		月		日生	
	電話番号		※携帯可								
戸籍に記載されている人から見てあなたの続柄は? 本人・夫・妻・子・孫・父母・祖父母 その他( )											
必要な戸籍	本籍地		芦屋町		番地		番				
	筆頭者		年 月 日生		年 月 日生		必要な人の氏名				
コンピューター化				平成15年以前							
戸籍全部事項(戸籍謄本)	戸籍一部事項(戸籍抄本)	除籍全部事項(除籍謄本)	除籍個人事項(除籍抄本)	除籍謄本・改製原戸籍謄本	除籍抄本・改製原戸籍抄本	戸籍一部事項・記載事項	<input type="checkbox"/> 附票(全部) <input type="checkbox"/> 在外選挙登録地	<input type="checkbox"/> 附票(一部) <input type="checkbox"/> 在外選挙登録地	身分証明書	独身証明書	
通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	
何に使いますか?	<input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 戸籍届出用 <input type="checkbox"/> 公的年金用 <input type="checkbox"/> 企業年金用 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 相続手続き ( ) の出生から死亡まで ( ) の死亡の記載があるもの <input type="checkbox"/> その他 ( 使用目的、提出先を具体的に記入してください。 )										

(注意事項等)

- 戸籍・除籍等の謄・抄本及び身分証明書は、本籍地の役所・役場でしか交付できません。(当町で交付ができるのは本籍が芦屋町の人のみです)申請は本籍地の役所・役場をお願いします。窓口へ直接取りに行けない場合は、ご自身で郵便請求をして取り寄せることができます。(郵便請求用の申請書をご利用ください。)
- 戸籍の謄・抄本を、直系親族以外の人や第三者が申請の場合は、委任状が必要です。
- 本籍・筆頭者氏名については、こちらから教えることはできません。よくお確かめのうえ申請をお願いします。

本籍・・・婚姻等戸籍が新たに編製される届出を行った際に当人が本籍と住所は一致するとは限りません。  
筆頭者・・・戸籍の最初に記載されている人のこと。戸籍は1組の夫婦と姓(氏)を同じにする未婚の子を単位として編製されるため、例えば、婚姻時に夫の氏を名乗れば夫、妻の氏であれば妻が筆頭者になります。

- 平成15年7月5日に当町の戸籍管理等がコンピューター化されたことにより、戸籍が改製されました。この日以前に婚姻、死亡などにより除籍となった人については、現在の戸籍には移記されていないため除籍事項や除籍者と同一記載の謄本等が必要なときは平成改製原戸籍等を申請してください。
- 身分証明書は、禁治産宣告、破産宣告等の通知を受けていないことを証明するものです。本人以外の方が申請する場合は、本人からの委任状が必要です。
- 独身証明書は、重婚の禁止の規定に触れないことを証明するものです。本人以外からの申請は受け付けることができません。